

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

3 前項の公印台帳による通知は、記載内容に変更があった場合も同様とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)